

昭和六十年建設省令第十一号

淨化槽の型式の認定に関する省令

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十

四条第一項第三号及び第二項、第十七条第一項並

びに第二十条の規定に基づき、浄化槽の型式の認

定に関する省令を次のように定める。

(認定の申請)

第一条 淨化槽法(以下「法」という。)第十四

条第一項第三号に規定する国土交通省令で定め

る事項は、工場の名称及び浄化槽の名称とす

る。

法第十四条第二項に規定する国土交通省令で

定める図書は、次に掲げる図書とする。たゞ

し、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一

号)第六十八条の十第一項の認定を受けた型式

の型式適合認定書の写しを添付した申請書にあ

つては、当該型式適合認定書の写しを第一号か

ら第六号までに掲げる図書とみなし、同法第六

十八条の十一第一項又は第六十八条の二十二第

一項の認証を受けた者が製造する浄化槽(当該

認証に係るものに限る。)に関する型式部材等

製造者認証書の写しを添付した申請書にあつて

は、当該型式部材等製造者認証書の写しを第一

号から第八号までに掲げる図書とみなす。

一 处理方式及び処理能力を記載した書面

二 構造図

三 仕様書

四 計算書

五 施工工程図

六 浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載

した書面

七 製造方法及び製造設備の概要を記載した

書面

八 検査方法及び検査設備の概要を記載した

書面

九 施工要領書

十 維持管理要領書

既に法第十三条第一項又は第二項の認定を受

けている型式と浄化槽法施行令(平成十三年政

令第三百十号)第三条第一項第二号の国土交通

大臣が定める基準からみて重要な部分のみ

が異なる型式について法第十三条第一項若しく

は第二項の認定を受けようとする者は、法第十四条第

二項の申請書に、前項に掲げる図書のほか、当該認定又は更新を受けようとする型式に係る既に認定又は更新を受けている型式(以下この項

において「基本型式」という。)の認定又は更

新的番号及び年月日を記載した書面を添付する

とともに、当該図書に当該基本型式と異なる部

分を明示しなければならない。

4 浄化槽製造業者は、第二項第七号から第十号ま

での図書の記載事項を変更したときは、速やかに国土交通大臣に報告しなければならない。

(認定の更新の申請期限)

第二条 法第十六条の認定の更新を受けようとす

る者は、認定の有効期間満了の日前六十日までに法第十四条第一項の申請書に同条第二項に掲

げる図書を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定の表示)

第三条 法第十七条第一項に規定する国土交通省

令で定める方式は、別表に定める方式とする。

2 浄化槽製造業者の氏名又は名称については、

前項の規定にかかわらず、その者が国土交通大

臣の承認を受け、又は国土交通大臣に届け出た

場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出

た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第二百二

十七号)第二条第二項の登録商標をいう。)を用

いることができる。

3 前項の規定により承認を受け、又は届け出よ

うとする浄化槽製造業者は、別記様式による申

請書又は届出書を国土交通大臣に提出しなけれ

ばならない。

(権限の委任)

第四条 法第四章及び法第五十三条第一項(淨化

槽製造業者に係る部分に限る。)並びにこの省

令に規定する国土交通大臣の権限のうち、本邦

に輸出される浄化槽に係るもの以外のものは、

浄化槽製造業者の主たる事務所の所在地を管轄

する地方整備局長及び北海道開発局長に委任す

る。

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

別表(第63条関係)	表示の方法	表示すべき事項	表示の方
1 浄化槽の名称	法第13条第1項又は第2項の認定がなされた表示	見やすい	法
2 浄化槽法に基づく型式認定浄化箇所に容	「浄化槽法に基づく型式認定浄化箇所に容」の文字	易に消え	法
3 定の年月日	法第13条第1項又は第2項の認定がなされた表示	見やすい	法
4 法第13条第1項又は第2項の認定がなされた表示	(法第16条の認定の更新がなされた表示)	易に消え	法
5 处理方式	法第16条の認定の更新がなされた表示	見やすい	法
6 处理能力	法第16条の認定の更新がなされた表示	見やすい	法
7 浄化槽製造業者の氏名又は名称	法第16条の認定の更新がなされた表示	見やすい	法

用料等に関する省令、都市再開発法施行規則、

浄化槽設備士に関する省令、浄化槽工事業に係

る登録等に関する省令、浄化槽の型式の認定に

関する省令及び建設省関係研究交流促進法施行

規則に規定する様式による書面は、平成六年三月三十日までの間は、これを使用することが

できる。

附則(平成二年二月一四日建設省令第一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による

改正前の様式による用紙については、当分の間、これを

取り繕つて使用することができる。

附則(平成二年二月一〇日建設省令第四一号)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律

(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成一三年三月三〇日国土交通省令第七五号)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律

(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則(平成一三年一月五日国土交通省令第一三八号)

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行す

附則(平成一八年三月三一国土交通省令第一一八号)

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行す

附則(平成一八年三月三一国土交通省令第一一九号)

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行す

附則(平成一九年一月二九日国土交通省令第一二〇号)

1 この省令は、平成十九年一月二九日から施行す

附則(平成一九年二月二三日建設省令第一四二号)

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行す

附則(平成六年二月二三日建設省令第一四四号)

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行す

附則(平成七年一月二九日国土交通省令第一二七号)

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行す

附則(平成七年二月二九日国土交通省令第一二八号)

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行す

附則(平成七年三月三一国土交通省令第一二九号)

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行す

附則(平成九年二月二三日国土交通省令第一九八号)

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行す

別記様式（第3条関係）(A4)

浄化槽に係る略称表示承認申請書 (浄化槽に係る登録商標表示届出書)		
年 月 日		
国土交通大臣 地方整備局長般 北海道開拓局長		
住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
浄化槽の型式に関する省令第3条第2項の規定により浄化槽に表示すべき浄化槽製造業者の氏名又は名称として次のとおり略称（登録商標）を用いたいので、同条第3項の規定により承認を申請します（届け出ます）。		
浄化槽の名称	略称又は登録商標の別	略称又は登録商標